

採用活動における行動規範

（目 的）

第1条 この規範は学生をはじめとした就職活動を行う方に安心して当金庫への就職活動ができるよう、採用活動における行動規範を定め、就職希望者に対し職員側がその立場を利用してハラスメント等を惹き起こすことのないよう、人権を尊重、重視した行動の原則を定めるものです。

（担当部署）

第2条 本規定の担当部署は採用研修部とします。また本規定の適用は全従業員とします。

（定 義）

第3条 本規範における就職希望者・就職活動の定義

1. 就職活動とは、企業研究や選考のみでなく内定から入庫までも含めます。
2. 就職希望者とは、新卒・中途の別なく、また採用選考への申込者だけでなく、将来の就職活動を見据えた企業研究や当金庫の催しに参加する方をいいます。

（行動原則）

第4条 応募者の基本的人権を尊重し、選考においては応募者の適性・能力に基づいて行います。

- （1）採用する側の立場を利用して、応募者に対して精神的苦痛を与えるハラスメントを行いません。
- （2）プライバシーに不必要に踏み込まないよう、また質問や発言に際し品位を保ちます。
- （3）家族や生活環境に関することなどといった、適性と能力に関係がない事項で採否を決定することをしません。
- （4）本人に責任のない事項や本来自由であるべき事項（思想・信条にかかわること）についてたずねることはしません。

（面談のルール）

第5条 就職希望者との面談（OB・OG 訪問を含む）におけるルール

1. 面談可能な場所

面談の際は次のいずれかの場所で行うよう定めます。

- （1）金庫施設（本部及び関連建物、営業店建物、金庫催しの会場等）
- （2）学生の場合、その所属の学校施設
- （3）金庫指定の Web 会議システム

2. 面談不可の場所

(1) 飲食店等を含む全ての外部施設

3. 面談可能な時間

面談を行う際の時間は金庫業務時間内とします。

4. 面談の事前申請

(1) 金庫職員が面談を行う際は、面談対応職員・面談相手の氏名・面談場所・日時等を事前に担当部署に届け出ることとします。

(相談窓口の設置)

第6条 就活ハラスメント相談窓口

当金庫の採用活動(任意のOB・OG訪問を含む)におけるハラスメントに関する相談・苦情・質問は、次の窓口で受け付けます。

【金庫相談窓口】城北信用金庫 リスク統括部 カスタマーサポートグループ

電 話 03-3913-1158 (受付時間 平日 9:00～17:00)

メール 金庫HP 《その他のお問い合わせ・ご意見等》内『お問い合わせフォーム』

<https://krs.bz/johoku/m/customer>

附 則

第1条 この規程の所管は採用研修部とし、規程区分は「業務規程」とする。

第2条 この規程は、令和7年2月1日より実施する。